事例番号:290136

原 因 分 析 報 告 書 要 約 版

産 科 医 療 補 償 制 度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 0 日

7:45　陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 0 日

9:11 まで　胎児心拍数陣痛図にて児の健常性が保たれている

12:40- 胎児心拍数陣痛図にて胎児心拍数 60 拍/分の徐脈を認める

13:18　帝王切開にて児娩出、血液浸潤は右後壁半分から右側から右前壁 1/3 にあり

胎児付属物所見　胎盤後血腫 40-50%付着

5) 新生児期の経過

⑴ 在胎週数:41 週 0 日

⑵ 出生時体重:2690g

⑶ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析:pH 6.80 以下、PCO_2 116mmHg、PO_2 14mmHg、HCO_3^- 不明、BE 不明

⑷ ｱﾌﾟｶﾞｰｽｺｱ:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

⑸ 新生児蘇生:人工呼吸(ﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｽｸ、ﾁｭｰﾌﾞ・ﾊﾞｯｸﾞ)、気管挿管

⑹ 診断等:

出生当日　重症新生児仮死、播種性血管内凝固症候群

⑺ 頭部画像所見：

生後 9 日　頭部 CT で低酸素性脳症の亜急性期の変化と考える所見を認める

生後 15 日　頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見（大脳の白質を中心とした広範な T2WI 高信号域）を認める

6）診療体制等に関する情報

⑴ 施設区分：診療所

⑵ 関わった医療ｽﾀｯﾌの数

医師：産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護ｽﾀｯﾌ：助産師 2 名、看護師 2 名、准看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

⑴ 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考える。

⑵ 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

⑶ 常位胎盤早期剥離の発症時期を解明することは困難であるが、妊娠 41 週 0 日の 9 時 11 分から 12 時 40 分の間であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1）妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2）分娩経過

⑴ 妊娠 41 週 0 日、受診後の対応（内診、入院の決定、ﾊﾞｲﾀﾙｻｲﾝ測定、分娩監視装置装着）は一般的である。

⑵ 妊娠 41 週 0 日の 9 時 11 分から 12 時 40 分までの胎児心拍数を確認せずに経過観察としたことは基準から逸脱している。

⑶ 胎児心拍数陣痛図にて胎児心拍数 60-70 拍/分台の徐脈が認められたことから、帝王切開を施行したことは一般的である。

⑷ 胎児心拍数異常を確認してから帝王切開にて 38 分で児を娩出したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(ﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｽｸによる人工呼吸、気管挿管、ﾁｭｰﾌﾞ・ﾊﾞｯｸﾞによる人工呼吸)、および高次医療機関 NICU へ搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

⑴ 分娩監視の方法は、「産婦人科診療ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ-産科編 2014」に則して実施することが望まれる。

⑵ 妊娠中の骨盤ﾚﾝﾄｹﾞﾝ撮影については、慎重な実施が望まれる。

【解説】本事例は、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、妊娠中のﾙｰﾃｨﾝとして骨盤ﾚﾝﾄｹﾞﾝ撮影を実施するとされているが、妊娠中の骨盤ﾚﾝﾄｹﾞﾝ撮影は、胎児・母体への放射線の影響があるため、児頭骨盤不均衡が疑われる場合の妊産婦に実施する等、慎重に実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

⑴ 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが必要である。

⑵ 胎児心拍数異常等の緊急事態に迅速に対応できるよう、院内における手順を決めておくこと、および普段よりｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ等を行い、体制を整えておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図にて胎児徐脈が確認されてから医師が到着するまでに 20 分を要していた。医師が到着するまでの間に行うべき急速遂娩の準備や胎内蘇生の方法等をｼﾐｭﾚｰｼｮﾝする等、緊急事態に迅速に対応できるよう、体制を整えておくことが必要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

⑴ 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であ

るため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

⑵ 国・地方自治体に対して

なし。